(1)昭和49年11月15日（毎月1日・15日発行）

No.402

市報さが

11月15日号

（昭和26年2月24日 第3種郵便物認可）

発行所 佐賀市役所
発行人
市長公室長
（定価3円）
電話代表(4)3151番

各楠国体

生活の一部にしよう火の点検

秋の全国火災予防運動・11月26日～12月2日

ガスの使用中はその場を離れないようにしましょう。

ストーブは燃えやすいもののそばで使わないようにしましょう。

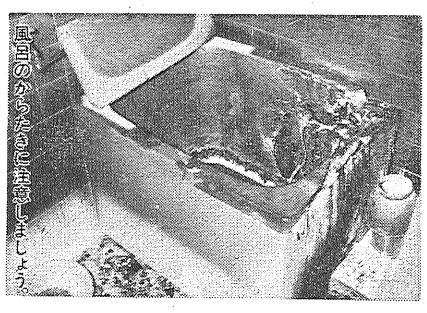
風呂のからたきに注意しましょう。

火災多発のシーズン

ビルの人命救助訓練などを実施

▽秋の全国火災予防運動が十一月二十六日から十二月二日まで実施されます。市消防本部では、この期間中にいろいろな行事を実施し、市民の皆さんの防火意識の高揚を図ることにしています。

今回は、特に中高層ビル火災を想定して、はしご車およびクレーン車を使って人命救助訓練を行い、さらに一般家庭の防火診断や消火器使用方法の指導、病院などの消火避難訓練等を重点的に実施する考えです。

発生件数一〇一件 約九千万円が灰に

今年もすでに市内における火災の発生件数は一〇一件にのぼり、損害額も九千三百万円となっています。出火原因は、ガス器具の取扱いの不注意をトップに、たばこの火の不始末、子供の火遊びなどが主な原因となっています。また、昨年同期と比較して、件数では八件も多く、火災発生件数が一向に減らないことは残念なことです。

これからが火災の多く発生する時期にはいりますので、各家庭でも火の取扱いには一層の注意をお願いします。

なお、万一、出火した場合の一一九番への通報のしかた、初期消火の方法、老人・幼児・病人などの就寝場所の点検と避難の方法などについて隣り近所の人たちと話し合っておくことも必要です。

そして、この火災予防運動が皆さんの生活の一部となるよう市民ぐるみのものとして大きな効果をあげていきたいものです。

消防本部では、火災予防運動の行事として次のような救助訓練や点検を実施する予定です。

火災予防運動の主な行事

▽サイレン吹鳴を実施
期間中は、毎日午後九時から一分間サイレンを吹鳴します。

▽危険物の取扱いや管理についての指導を実施
農家の方を対象に危険物屋内貯蔵庫の取扱い管理について指導を行います。

▽遊技場の防火設備などについての立入検査を実施

▽ビル消火避難訓練を実施
。朝日生命ビル＝十一月二十七日午前九時半から
。ニュー寺元ビル＝十一月二十七日午後一時半から
。国立佐賀病院＝十一月二十八日午後一時から
。佐賀県農協会館＝十二月二日（時間は未定）

▽消防演習の実施（消防団）
。本庄・西与賀町区内消防演習＝十一月二十八日（時間は未定）
。鍋島町区内消防演習＝十一月二十九日（時間は未定）

▽高層ビル人命救助訓練を実施
FCビル（玉屋前）＝十一月二十六日午後零時半から
消防署はしご車およびレインジャー隊が参加します。
なお、訓練には佐賀市クレーン協会の協力を得て、クレーン車も参加することになっています。

▽一般家庭における安全点検指導を実施
各家庭を回り、暖房器具や炊飯器具などの使用について安全点検指導を行います

あなたは安全ですか

火の元は・消火の備えは・逃げ道は

昭和五十年の成人式

二千四百人の新成人誕生

市では、毎年一月十五日の「成人の日」に、新成人の皆さんの前途を祝福するため「成人式・成人祭」を行っています。

来年の成人式参加者は、次に該当する方たちで、約二千四百人が対象となります。

①昭和二十九年一月十六日から昭和三十年一月十五日までに生まれた方で、佐賀市に住民登録をしている方。

②今年（昭和四十九年）の該当者で、居住地などの事情で来年参加することになった方。

③その他、特別の事情のある方。

成人式該当者には十二月末に案内状をお届けします。

なお、今年十一月一日以後佐賀市に転入された方は、居住校区の公民館まで届け出てください。

「はたちの声」募集中です

成人祭に意見発表をしていただく「はたちの声」の原稿を、次のとおり募集しています。奮ってご応募ください。

一、主題例＝。私の職場体験 。私の選んだ道 。私の進む道 。わが友 。私の青春 。私の余暇 。その他

二、応募方法＝四百字詰原稿用紙三枚程度にまとめて、松原二丁目5－29 佐賀市教育委員会 社会教育課へご提出ください。

三、締切り＝十一月三十日。

盛装やめて豊かな心で

近年、成人式参加者の服装が華美になってきています。

成人式を主管する市教育委員会では、みんなが参加できる成人式にしたいと願い、盛装をやめて式に参加していただくことを呼びかけることにしています。

生涯の記念となる成人式に晴れ着を着せたい親心、美しさを追求したい母心は十分承知していますので、晴れ着を買い整えられて結構ですが、別の機会に着用していただき成人式は、外見の飾りより成人者自身の内面の充実をめざす自覚を期待し、成人者とそのご父兄、そして市民の皆さんのご支持をお願いします。

従来の印鑑登録は廃止に

印鑑登録証の交付手続きは早目に

手続きは、市民課窓口連または絡所で。十二月二十八日までにしないと、これまでの印鑑登録は廃止になります。

年末になりますと、窓口の混雑も予想されますので、早目に手続きをしましょう。

▽手続き方法＝市民課窓口、連絡所で従来の印鑑登録証明書を請求される場合と同じです。

▽手続き期限＝十二月二十八日、くわしくは市民課へ。

12月4日から「人権週間」

＝お気軽にいつでも相談を＝

皆さんが、毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたりこれは法律上どのようになるかなと戸惑ったりすることが、しばしばあると思います。

人権擁護委員や法務局人権擁護課は、そのような時の相談相手です。

相談には、むずかしい手続きも要りませんし、すべて無料です。

また、相談の内容については秘密を守ることになっていますので、気軽にご相談ください。

なお、十二月四日から十日までは「人権週間」ですその行事の一つとして次のとおり人権相談所が開設されます。

無料人権相談所の開設

▽日時＝十二月六日、金曜 午前十時～午後三時

▽場所＝佐賀市民会館 第一会議室

▽相談担当者＝人権相談委員（敬称略）
水町宗一郎（協議会長）
安永沢太、難波 栄、豊増テル、角本健治、山本文夫、山本清吾、宮原サト、佐賀地方法務局職員

▽相談を受ける内容＝人権相続、家庭、不動産、借地借家の問題、その他いろいろの問題についても相談を受けます。

市民ガイド

国立西洋美術館所蔵 松方コレクション佐賀展

県内で始めての松方コレクション展が県立博物館で開かれます。

西洋近代美術の流れを代表する画家ミレー、グループをはじめ、モネ、ピサロ、ルノアール、ゴッホ、ゴーガン、マルケ、ドラン、ピカソ等の絵画六十点のほか、近代彫刻の巨人ロダン、ブールデルの傑作二十点が陳列されます。

ぜひ、この機会にご鑑賞ください

▽会期＝十一月十六日～十二月一日
時間は九時～四時半まで

▽料金＝大人二百円、大学・高校生百五十円、中・小学生百円

「婦人電気教室」の第13期生徒募集中

九州電力佐賀サービスセンターでは、毎日の生活にかかせない貴重な電気をムダなく安全に使っていただくため、受講者を募集しています

▽期間＝十二月から五月まで

▽場所＝九電佐賀サービスセンター

▽会費＝無料

くわしくは、電④2151へ。

49年度 下水道事業の受益者負担金は月末までに

▽城内一・二丁目（一部を除く）、水ケ江一丁目（一部）、呉服元町（旧呉服町）の方は、第三期分。

▽水ケ江三・四丁目および水ケ江五・六丁目の一部、城内二丁目（一部）の方は、第二期分。

納期は、いずれも十一月末日までとなっています。もよりの金融機関郵便局で納期内に納めましょう。

委託集金員を募集

▽資格＝特になし

▽職種＝水道料金の徴収

くわしくは、水道局営業課 電②7141へ。

11118

国の重要文化財 与賀神社 楼門の化粧直し

与賀神社の西向正門にある楼門をご存知のことと思います。

この楼門を、今年度中にお化粧直しをすることになりました。この楼門の建立された年号は、はっきりとわかりませんが、建築様式から見ても室町時代後期の木造建築物とみられ、軸部、軒回り、斗栱（ときょう）等の大部分を丹（に）塗りとし、格子組は黒塗り、木口は黄土塗りで仕上げられています。全体の様式は和様の手法によるものですが、細部には唐様の手法も使われていて、佐賀地方では最も古く貴重な建築物です。

文禄五年（一五六九年）に大修理が加えられ、続いて寛文三年（一六六三年）、宝暦年間、幕末、明治、大正にも小修理がほどこされました。最近は丹（に）塗りが落ち、犬走り（基礎回り）部分が下がり、またハトのフンによる汚れがひどくなったため二十三年ぶりに修理されることになりました。

楼門の塗り替え修理とハト防護網などの総工事費は約四百万円、国庫補助が十分の七、残りを県、市、神社で負担することになりそうです。

この工事が完了すれば、建立された当時をしのばせる美しい姿に生まれ変わることになり、各方面から期待が寄せられています。

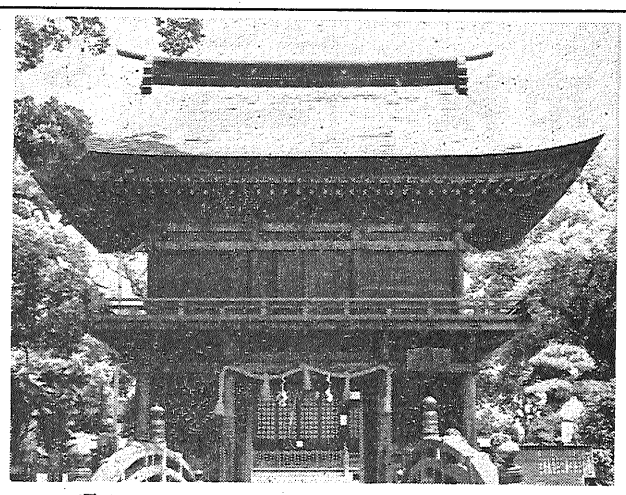

県内では最も古いといわれる与賀神社楼門

佐賀の夜ばなし

高寺の天井絵

福岡　博

佐賀市白山町商店街の西はずれに高寺がある。この寺は元明天皇の和銅四年（七一一）、日本武尊の六百年忌にさいして、僧行基によって建てられたものといわれている。

最初は今の佐賀西高等学校付近にあり、嘉禄三年（一二二七）に竜造寺季益がこの地の地頭になったとき、讃州（香川県）志度寺の十一面観音を模刻させ、竜造寺家の守り本尊として崇敬することになった。

高寺の正式名は瑞石山竜造寺というが、お堂の屋根が有明海からでもみえるほど高かった。それと「竜造寺」という地頭の名前を呼び捨てにするのはもったいないということもあり「高寺」が通り名になったという。

現在の高寺の建物は高くないが、これは慶長年間、佐賀城構築のとき、城内から白山町に移され、のちに改築されたものである。それにしてもかつて佐賀の城主であった竜造寺氏の名前を残す寺としては物さびしいたたずまいであるが、建物をよく見ると、本堂は佐賀では珍しい唐の様式がとり入れられ、天井には見事な竜の絵が描かれている。

この竜の絵は、城主の命を受け、骨身をけずる思いで完成させた赤松源左衛門秀精のであった。

おしょうの法力で、もとの天井に戻すことができたが、そのとき竜のうろこを一枚はぎ取ったので、さすがの竜も神通力を失い、二度と抜け出すことができなかったといわれて無事完成した。翌朝みんなに見てもらおうと、本堂の天井を見上げると、昨夜描いたばかりの竜がいない。怪しんで付近を見回すと、絵に描いた竜が天井を抜け出して前庭の泉水の水を飲んでいるのである。入神の技による竜は、それから毎夜抜け出して水を飲むので、付近は大騒ぎとなった。

いま一つ、この高寺には「竜造寺柳」という特種な柳が植わっていたが、改築のとき、いまの佐賀大学附属小学校敷地に移されたといわれている。

（筆者は郷土史研究家）

生活の記録を募集中

＝あなたの体験を市史に＝

市では、昭和五十年度発刊の予定で市史の編さんを行っていますが、その資料にするために市民生活の記録を募集しています。

次の要領で市史の編さんに奮ってご参加ください。

▽標題＝「第二次大戦と市民生活」…昭和十七年から昭和二十五年にかけての戦中戦後の日常の市民生活の体験や記録をおおむね次のような項目で文章にまとめてください。

①戦中・戦後の衣・食・住の生活体験、記録
②戦中における出征と留守家族の生活体験、記録
③疎開、空襲、戦災等の体験記録
④工場等への動員、徴用、奉仕等の体験、記録
⑤生産材等の物資の統制や下足についての体験、記録
⑥復員、引き揚げについての体験、記録
⑦戦中・戦後の教育状況についての体験、記録

▽応募方法＝四千字（四百字詰め原稿用紙十枚）程度にまとめて、松原一丁目1～1　佐賀市役所市史編さん室へお送りください。

▽締め切り＝十二月十六日

▽応募原稿の版権、著作権は佐賀市に帰属し、一切お返ししません。

▽応募原稿は、市史編集会議で選考のうえ、市史資料として採用させていただきます。なお、採用の分には記念品をさしあげます。

県民手帳のあっせん

昭和五十年版の県民手帳（日記編、資料編、名簿編、便覧編）をあっせんしています。

大きさと頒価

・県民手帳（ポケット型）百八十円

・県民ノート　三百八十円

ご希望の方は、十一月三十日迄に市企画課　電④3151へお申し出ください。

申請はお済みですか？

＝重度心身障害者福祉年金＝

市では、身体障害者（児）および精神薄弱者（児）の方に福祉年金を支給することにして、十月末まで申請を受け付けていましたが、まだ手続きが済んでいない方があります。この年金は申請しないともらえません。まだ手続きをされていない方は至急申請をしてください。

▽該当者＝十一月一日現在で佐賀市に一年以上居住し、次の障害に該当する方。ただし、学生または施設入所者およびこれに準ずる人で佐賀市に出身世帯のない方は除きます。

(1)身体障害者（児）
身体障害者手帳一級、二級三級の方

(2)精神薄弱者（児）
佐賀県精神薄弱者更生相談所または佐賀県中央児童相談所で最重度、重度、中度と判定された方。ただし、前年度受給された方は判定はいりません。

▽年金の額
一級　最重度＝五千円
二級　重　度＝四千円
三級　中　度＝三千円

▽申請手続き
印鑑と身体障害者手帳を持って市福祉事務所社会課へ至急おいでください。

国民健康保険の手続きは…

次のことがあったとき、
世帯主は必ず14日以内に市保険年金課へ届出を。

こんなときには手続きを		手続きに必要なもの
国保にはいる場合	転入したとき	印かん
	勤務先の健康保険をやめたとき	印かん・資格そう失証明書
	子どもが生まれたとき	印かん・被保険者証・母子手帳
	生活保護が廃止されたとき	印かん
国保をやめる場合	転出のとき	印かん・被保険者証
	勤務先の健康保険に加入したとき	国保と職場の被保険者証・印かん
	死亡したとき	印かん・被保険者証
	生活保護が開始されたとき	
市内で住所が変わったとき		印かん・被保険者証
加入者の氏名が変わったとき		
世帯主が変わったとき		
被保険者証をなくしたとき		印かん
子弟が修学で他の市町村に転出するため別の被保険者証が必要なとき		印かん・被保険者証

森林の立木伐採は届出を

最近、大規模な開発行為が無秩序に行われ社会的問題となっています。このような乱開発（災害の危険性や環境の悪化）を規制するための制度が設けられました。

これは、地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く）について、一ヘクタール以上の開発行為（開こん、土石、樹根の採掘など）をして森林の土地の形質を変更する時は、森林法の規定により伐採を開始する日前三十日から九十日までの間に、伐採届出書二通を農林事務所に提出しなければなりません。

もし、届出をしないで伐採すると、規定により処罰されます。くわしくは農林事務所又は市農林課（電④3151）へお問い合わせください。

全国寄生虫予防運動

11月21日から30日まで

小児マヒ生ワクチン投与日程

▷該当者……昭和49年2月から49年7月までに生まれた人（1回目）。昭和48年8月から49年1月までに生まれた人（2回目）。満3歳未満で現在未投与の人。

校区	月日	時間（午後）	場所
久保泉	11月25日	2:00～3:00	公民館
金立	〃	〃	〃
蓮池	〃	〃	城原町〃
北川副	〃	〃	公民館
高木瀬	11月26日	2:00～3:30	〃
鍋島	〃	2:00～3:00	〃
嘉瀬	〃	〃	〃
赤松	11月27日	1:30～3:00	市民会館
循誘	〃	〃	〃
勧興	〃	〃	〃
兵庫	〃	2:00～3:00	連絡所
巨勢	〃	〃	公民館
神野	11月28日	1:30～3:00	市民会館
日新	〃	〃	〃
新栄	〃	〃	〃
本庄	〃	2:00～3:00	公民館
西与賀	〃	〃	〃
全町区	12月16日	〃	市民会館

インフルエンザの予防接種

▷該当者…昭和49年10月22日現在で満3歳以上の人。

▷料　金…満15歳以上は、1回につき 120円。生活保護世帯と市民税非課税世帯、中学生以下の人は無料。

この予防接種は、2回しなければなりません。

校区	1回目	2回目	時間（午後）	場所
神野	11月18日	12月3日	1:30～3:20	市民会館
勧興	〃	〃	〃	〃
金立	〃	12月2日	2:00～3:20	公民館
嘉瀬	〃	〃	〃	〃
高木瀬	11月19日	12月3日	1:30～3:20	〃
兵庫	〃	12月2日	2:00～3:20	連絡所
鍋島	〃	12月4日	〃	公民館
循誘	11月20日	〃	1:30～3:20	市民会館
赤松	〃	〃	〃	〃
巨勢	〃	〃	2:00～3:20	公民館
日新	11月21日	12月5日	1:30～3:20	市民会館
新栄	〃	〃	〃	〃
本庄	〃	〃	2:00～3:20	公民館
北川副	11月22日	12月6日	〃	〃
西与賀	〃	〃	〃	〃
全市	12月18日	—	1:30～3:20	市民会館

寄付お礼

市社会福祉協議会では、次の方がたから社会福祉事業資金の寄附をうけ、そのご厚志に感謝しています。

金立町江口ヨシノ殿（故正芳殿）西田代一丁目中村美代子殿（故彬殿）久保泉町木下長義殿（故貞子殿）高木瀬町徳島トミ殿（故ハツ殿）高木瀬町坂本覚殿（故エイ殿）北川副町広瀬ツルエ殿（故辰次殿）北川副町池田信八郎殿（故志郎殿）鍋島町土橋元孝殿（故幸太郎殿）兵庫町枝吉光殿（故仲夫殿）嘉瀬町加藤タノ殿（故惣八殿）西魚町末次大蔵殿（故ツモ殿）兵庫町川原美潮殿（故しげ殿）昭栄町富樫久美子殿（故実殿）兵庫町川副ツル子殿（故タマ殿）北川副町馬場俊己殿（故勘一殿）伊勢町川頭忠直殿（故直一殿）蓮池町福成清次殿（故タツ殿）蓮池町園田茂雄殿（故ツル殿）多布施四丁目石橋勝己殿（故博殿）西与賀町山下紘一殿（故チヨ殿）松原一丁目重松勝一殿（故ミナ殿）久保泉町池田勝殿（故キヨ殿）嘉瀬町川崎勇殿（故クマ殿）材木二丁目大串喜代子殿（故サキ殿）高木町原口福市殿（故寅一殿）本庄町西村スエノ殿（故春一殿）兵庫町真崎儀一殿（故リウ殿）久保泉町山口益次殿（故忠左ヱ門殿）日ノ出一丁目田中信子殿（故平次郎殿）多布施四丁目森吉信殿（故多市殿）水ケ江四丁目米満久枝殿（故儀三殿）日ノ出一丁目橋本悟殿（故三郎殿）巨勢町高柳チト殿（故幸一殿）。